

## 子どもの誤嚥や誤飲に注意しましょう!

小さな子どもはなんでも口に入れてしまいます。

周りの大人が注意して誤嚥、誤飲による事故を防ぎましょう。

※誤嚥とは食物や異物などが気管に入ってしまうこと。誤飲とは食物以外のものを誤って飲み込み食道へ入ってしまうことです。

直径や対角線の長さが、6~20mmの大きさのものは子どもが口に入ると誤嚥・窒息のおそれがあります。

6mm



20mm



※原寸大



シールやレジ袋などの包装材は気道をふさぎ、窒息のおそれがあります。

豆やナッツ類は、3才頃まで食べさせないようにしましょう。



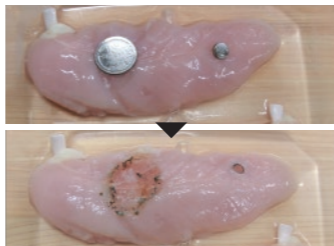
小さなおもちゃ・洗剤など子どもが口に入れそうなものは、子どもの手の届かないところに保管しましょう。

筆筒の上、引出など、子どもの手が届かないことを確認してから、しまいましょう。

### ● ボタン電池

⇒短時間で消化管の壁に潰瘍(化学やけど)を生じます。

▼ボタン電池に接触させた鶏肉



港区消費者問題推進員提供

### ● 医薬品や洗剤

⇒重大な症状を引き起こすおそれがあります。

### ● たばこやお酒

⇒ひどい中毒症状が出る場合があります。

### ● 樹脂製吸水ボール

⇒ふくらんで腸閉塞などを起こす場合があります。

### ● 複数の磁石

⇒腸の壁を挟んでくっつき腸閉塞を起こすおそれがあります。

### 特に気を付けたい誤飲

◆小児救急電話相談 ☎ # 8 0 0 0 (平日 17:00~22:00 / 土日祝 9:00~17:00)

#8000 をプッシュすると、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送されます。

◆公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒 110 番

つくば 029-852-9999 (9:00~21:00) 大阪 072-727-2499 (24 時間対応)

◆東京消防庁救急相談センター ☎ # 7 1 1 9 (24 時間対応)

病院か救急車が迷ったら#7119 をプッシュ。つながらない場合は 23区 03-3212-2323

【参考サイト】※日本石鹸洗剤工業会が制定した安全図記号全 11 種より 2 種を引用。同記号は、2018 年から石けん・洗剤類・漂白剤などの製品に順次適用されています。  
・政府広報オンライン「子供の誤飲事故にご注意を」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201509/2.html>  
・消費者庁「小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故に注意!」 [http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_171120\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171120_0001.pdf)  
・消費者庁「特集：子供を事故から守る!プロジェクト」 [http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/)  
・消費者庁「豆やナッツ類は、3 歳ころまでは食べさせないようにしましょう!」 [http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_180131\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_180131_0001.pdf)

お知らせ

## 2018年 消費生活展 6月23日(土)・24日(日) 開催決定!

今年も楽しい企画を準備中。みんな遊びに来てね。

# ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)

## ~あなたの消費が世界の未来を変える~

### エシカル消費(倫理的消費)について考えよう

#### Ethical 「エシカル消費」って何?

「エシカル (ethical)」とは、「倫理的、道徳的」という意味で、「エシカル消費」は「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会環境に配慮したものやサービスを選んで消費することです。商品やサービスを選ぶときには、「安全・安心」「品質」「価格」を考えますが、もう一つ第4の尺度「エシカル」を加えようという考え方です。

#### Ethical どのような視点で消費活動をすればいいの?

例えば、使わなくなったものを資源として再利用することも「エシカル」な消費行動です。港区では現在小型家電から回収した金属類を、東京オリンピック・パラリンピック 2020 大会のメダル製作に活用しています。壊れた小型家電を、区役所や各支所に設置された、区内 13 か所のリサイクルボックスで回収してもらえば、ごみを減らすことと、新たな資源を節約することの両方につながります。

すべての買い物を「エシカル」にすることは難しいかもしれませんが。日常の買い物の中で、「おいしいかな?」「値段はどうか?」「今年のトレンドかな?」と考えるのと同じように、「環境にやさしいかな?」「生産地はどこかな?」などと、倫理的、道徳的な配慮や応援で選ぶ視点を持ちましょう。

Ethical あなたのエシカル度をチェック!



①「人」や「社会」に配慮した消費 	フェアトレード (*1) 製品を知っている	
	福祉作業所などの製品やお店を利用している	
	寄付つきの商品 (*2) を知っている	
②「環境」に配慮した消費 グリーン購入 (*3) 	必要なものを、必要なだけ買う	
	使い捨てのものより、長く使えるものを選ぶ	
	森林保全につながる木材製品・紙を選ぶ	
	海の環境や水産資源を守って作られた水産物を選ぶ	
③地域に配慮した消費 	「地産地消」を心がける	
	地元で買い物をする	
	応援消費 (*4) を知っている	

いくつチェックができましたか? エシカルな認証やマークがついた商品やサービスを利用することは、だれにでもできるエシカル消費です。港区内でも見つけることができます。おうちの中にもマークがついた商品があるか、探してみましょ。

フェアトレード (\*1)

「公正な貿易」という意味で、発展途上国で作られた農産物や原材料を適正な価格で継続的に購入することで、労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組みです。



寄付つき商品 (\*2)

売上げの一部を、環境保全や子どもの支援・ボランティアに寄付する商品です。身近なところでは、寄付金つき年賀はがきが一例です。売上げの一部を寄付することでカカオ生産者や子どもたちを応援するチョコレートなどもあります。



グリーン購入 (\*3)

環境への負荷が出来るだけ少ないものを選ぶことです。文房具や衣類などについている、「エコマーク」などの環境ラベルが参考になります。



応援消費 (\*4)

自然災害にあった地域や風評被害で困っている地域の商品を購入する「応援消費」は東日本大震災をきっかけに拡大しました。義捐金や救援物資を送る直接的な支援とは違いますが、間接的に持続的な復興を応援することになります。



Ethical お買い物の時に認証マークやラベルを見つけてみよう!

**FSCマーク**



適切に管理された森林の木材を使用したノートや鉛筆などについています。

**海のエコラベル**



環境に配慮した漁業で獲れた水産品についています。

**統一省エネラベル**



製品の省エネ情報を店頭表示するためのラベルです。エアコン、冷蔵庫、テレビなどの電気製品についています。

**レインフォレスト・アライアンス認証**



環境・社会・経済面の持続可能性への責任を果たしているという国際認証です。コーヒー、紅茶、バナナなどについています。

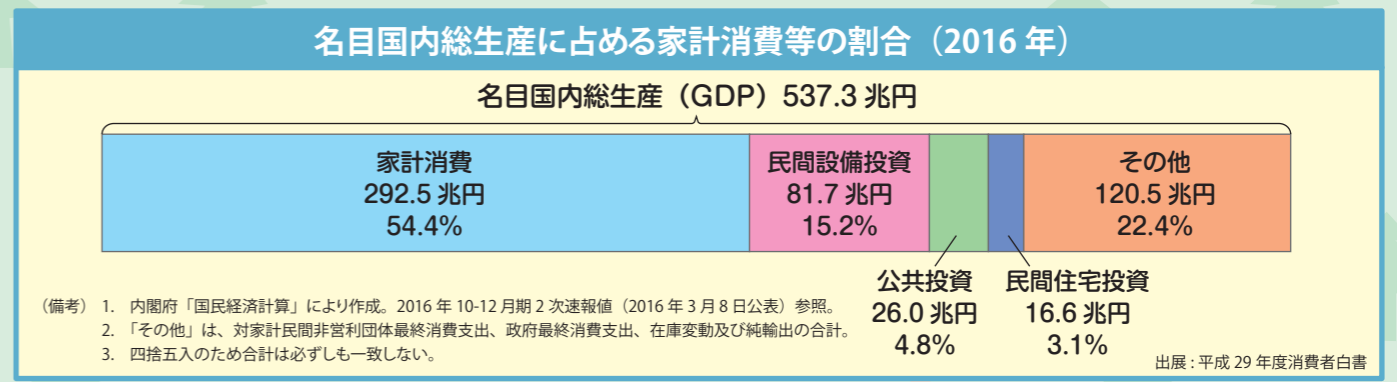
**有機JASマーク**



有機栽培された農産物、有機加工食品、有機畜産物などについています。

Ethical 本当に私の消費で社会が変わるの?

平成29年版消費者白書によると、家計が支出する消費額の総額は2016年に約293兆円で、経済全体(名目国内総生産(GDP)=約537兆円)の50%以上を占めていて、日本の経済社会に大きく影響しています。



「私の買い物など、大したものではない!」と思うかもしれませんが、個人の消費が社会に与える影響は、小さくありません。一人一人が「環境に良いもの」「人や社会にやさしいもの」を選べば、そのような商品を作った人や企業に利益を与え、継続・発展してゆきます。

私たちが、何を買い、何を買わないかという選択は社会を変える力を持っています。大量生産、大量消費の生活を急に変えるのは難しいかもしれませんが、地球上には資源や生きるために最低限必要な食べ物さえ得られない人たちがいます。学校に行くことが出来ず児童労働を強いられている子どもたちもいます。未来に向けて解決してゆくためにどうすればよいか、自分なりの答えを見つけてゆきましょう。

港区立消費者センター  
しょうひせいかつそうだんせんようでんわ  
**消費生活相談専用電話**  
**03(3456)6827**  
相談時間:月~土 9:30~16:00(日・祝日除く) ※土曜日は電話相談のみ

